

議案第19号

小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例について

小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和
43年小松島市条例第11号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和43年
小松島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。